

海岸を活かした地域活性化の施策の方向性に関する研究

Research regarding the direction of regional vitalization utilizing the coast

まちづくり・防災グループ 研究員 佐治 史
 企画グループ グループ長 柏木 才助
 主席研究員 光橋 尚司
 まちづくり・防災グループ グループ長 阿部 徹
 水循環・水環境グループ 研究員 後藤 勝洋

本稿は、日本に適した海岸の利活用を目指し、それを促進するために必要な取組みと施策の方向性を検討した結果を報告するものである。観光庁がビーチの通年利用やアクティビティの充実、人が集まる仕組みの検討を開始した情勢を鑑み、工学的・即地的な観点から技術的検討を行った。

具体的には、自然・地形条件、社会条件、法制度の3点から海岸の利活用に関する課題を整理した上で、「砂浜データベース」(国土技術政策総合研究所)と「海水浴場利用者数」(平成30年度版、環境省)登録データが一致する216海岸から海水浴場利用者の多い海岸(年間10万人以上)を抽出し、周辺条件、物理環境、気象・海象条件とアクティビティの相関関係を分析し、それをもとに海岸の類型化を行った。また、ヒアリング調査を実施し、有識者からビーチリゾート創出のポイントに関する意見・助言や、海岸管理者の県や市町村担当者から海岸利用の実情についてヒアリングを行った。以上から得られた知見をもとに、ビーチリゾート創出のポイントと考えられる3つの柱を整理し、海岸管理者や市町村等が海岸を活かした地域活性化に取り組む際の方向性を提示した。

キーワード：地域活性化、海岸利用、海岸保全、海岸整備、施策、提言

This report contains the results of considering the focus of activities and measures necessary for the aim and promotion of coast utilization suitable for Japan. Japan Tourism Agency has acknowledged the start of considerations concerning year-round utilization of beaches, activity enhancement, as well as the mechanism of people gathering and has conducted technical consideration from the engineering and geodesic perspective.

Specifically, after organizing issues concerning coast utilization based on 3 areas including natural/terrain conditions, social conditions, and the legal system, beaches with the most visitors among the 216 coasts that corresponded with the registration data of “sandy beach database” (National Institute for Land and Infrastructure Management) and “beach visitors” (MOE, 2018 edition) were extracted, the correlation between activities and surrounding conditions, physical environment, as well as the meteorological/hydrographic conditions were analyzed, and the classification of coasts based on the analysis was conducted. Additionally, through interview surveys, opinions/advice concerning the creation of beach resorts by experts as well as information on the current condition of coast utilization by coast administrators and municipal representatives were obtained. Based on the knowledge obtained by such surveys, 3 key factors in creating a beach resort were organized and the focus when coast administrators and municipalities conduct regional revitalization activities that take advantage of the coast was proposed.

Keywords: regional revitalization, coast utilization, coastal protection, coastal maintenance, measures, proposals

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

「名も知らぬ 遠き島より 流れ寄る 椰子の実一つ…」島崎藤村作詞の「椰子の実」に象徴されるように、海は外界と内界とをつなぐ人や文化の道である。水陸域が相接する海岸は、国土の輪郭を成し、多様な生物が生息・繁殖する場であるとともに、海の恵みに根差した生業や信仰・祭祀、遊びや療養の場として、古くから人間活動に利用されてきた。

海岸の整備・管理を所管する海岸法は、平成11年の改正により、「海岸の防護」に加えて、新たに「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」が目的として追加され、それ以降全国の海岸管理者は、防護、環境、利用の調和のとれた海岸の形成を目指して整備・管理を進めている。

これらの目的のうち、海岸の「利用」については、近年観光振興の観点から注目が集まっている。観光庁は、2018年3月、体験型観光の促進に向けた方針をまとめた提言『『楽しい国 日本』の実現に向けて』を発表し、新たな観光資源の開拓や体験型コンテンツの掘起こし等の方針を示した。その取組みのひとつに、「ビーチの観光資源としての見直し」が位置付けられ、従来の日本人旅行者のみならず、訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という）もターゲットに据えられた。これを踏まえ、観光庁ではビーチの通年利用やアクティビティの充実、人が集まる仕組みの検討（ビーチの観光資源としての活性化に関する協議会）を開始した。

このような情勢を鑑み、海岸を所管する4省庁（国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農業振興局、水産庁）では、2018年10月に「ビーチリゾートの創出に関する技術検討ワーキンググループ」（以下「WG」という）を設置し、ビーチリゾートの創出に向けた現状の把握と課題、海岸を活かす手法等について議論を行っている。

本稿は、これらの議論や有識者や海岸管理者へのヒアリング調査を踏まえ、日本に適した利活用促進のあり方や地域活性化の実現に向けた施策の方向性の検討結果を報告するものである。

1-2 研究の対象

検討・分析の対象とする海岸は、国土技術政策総合研究所作成の「砂浜データベース」登録データ（805海岸）と、環境省作成の「海水浴場利用者数」（2018年度版）登録データが一致する海岸（216海岸）とした。

1-3 用語の定義

本研究における「海岸」は、一般的に海岸と認識されている「砂浜」、「磯」等と、その背後地の両方を含む概念とした。これは、観光庁の協議会での「ビーチ」の定義（砂浜とその周辺を含むエリア一帯）と対応しているだけでなく、海岸の観光資源としての活用の幅やまちづくりとの連携の可能性を拓く狙いがある。

また、「アクティビティ」は、海岸やその隣接施設で行われる活動や体験を指すものとして用いている。

以下、2章では日本における海岸の利活用の課題を自然・地形条件、社会条件、法制度の3点から整理した。3章では全国の海岸でのアクティビティの実施状況を把握し、利用者の多い海岸に着目し、海岸の周辺条件、物理環境、気象・海象条件とアクティビティの相関分析から、海岸利活用の創出条件を抽出した。4章では有識者の意見等を整理し、5章では上記を踏まえ施策の方向性を示した。

2. 海岸の利活用に関する現状と課題

2-1 日本の自然・地形条件から見た課題

ハワイ諸島やモルディブ、タヒチ、パラオ等の世界を代表するリゾートの多くは、緯度23.5度以下の熱帯域に属するものが多く、月平均最高気温が年間を通じて27℃を超え、ほぼ一年中海水浴が可能である。

一方で、温帯に位置し、四季がはっきりしているという気象条件を持つ日本においては、年間を通じて温暖な気候である沖縄・奄美地方等であっても、石垣島で月平均最高気温が21℃以上、海水浴シーズンが7ヶ月程度、それ以外の地域では、砂浜利用の大半を占める海水浴のシーズンは2ヶ月程度と極めて限定的であり、その時期に合わせて設置される、いわゆる「海の家」等の営業期間も短期間となっている。

加えて、台風上陸数は過去40年間の平均で年4回を数え、特に海水浴シーズンは、台風の発生、接近が多い。このように、日本における砂浜利用を取り巻く気象条件は、多くが通年利用されている海外のビーチリゾートとは大きく異なっている。

また、明治期以降、河川の上流部・沿岸における施設整備や開発等に伴う海岸への流出土砂量及び沿岸漂砂量の減少等により海岸侵食が徐々に顕著となり、海水浴やマリンスポーツのほか生業の場としての砂浜の利用が制限されている事例も数多く報告されている。

2-2 社会条件から見た課題

近年のレジャー全体の多様化によって、日本人の「海離れ」が加速していると言われている。海岸の利用を代表する海水浴利用をみると、全国的に減少の一途を辿り、『レジャー白書 2017』によればピーク時である1970年代の約4,000万人から約5分の1(730万人/2016年)にまで利用者数が落ち込んでいる。また、日本財団が2017年に実施した海に対する意識調査では、10代、20代の若者の約4割が「海に親しみを感じない」と回答している。

一方、我が国を訪れるインバウンドの観光は近年大きく増加しており、平成25年には初めて1,000万人を突破し、平成30年は3,000万人を超えた。そのため、インバウンドを新たなターゲットとして取り込み、砂浜を含めた海岸利用の活性化への期待が高まっている。

海岸利用の施設環境をみると、古くから海水浴場として利用されていた砂浜においては、近年の「海の家」のクラブ化に伴う騒音問題や風紀の乱れ等、一部における利用マナーの低下が指摘されている。

さらに、流木やプラスチック類等の一般ごみが、洪水等によって海域へ流出して砂浜に漂着し、地域の社会問題となっている。また、周辺国に由来すると思われるごみ等が、国境を越えて砂浜に漂着するなど、国際的な問題にもなっている。

2-3 法制度から見た課題

わが国では、海水浴の拠点となる施設として、全国各地に伝統的に存在するのが「海の家」である。現行の海岸法では、占用区域や占用区域内の行為に関して細かな規定は示されていないが、海岸の保全に支障を及ぼすおそれがない限り、土地の占用や工作物の設置等の行為が可能である。海水浴場の開設や海の家などの土地の占用、工作物の設置にあたっては、占用等の許可基準、禁止行為などの詳細なルールを、海岸管理者である都道府県知事がガイドラインや条例等を定めて対応している場合が一般的であり、これらに基づき海水浴場として利用、許認可がなされている。鎌倉市や逗子市では、条例により海の家以外での飲酒禁止、音響機器使用禁止、バーベキュー禁止などを徹底している。そのルールの緩和を求める声がある一方で、ファミリー層をはじめ、新たな客層を惹きつける好機と捉える見方もあり、地方公共団体や市民が求める海岸の姿との調和を図ることが求められる。

表-1 各自治体におけるガイドライン・条例等

項目	県	鎌倉市	逗子市
法制度等	「海水浴場ルールに関するガイドライン」(毎年度更新)	鎌倉市海水浴場のマナー向上に関する条例等	安全で快適な海水浴場の確保に関する条例・規則
営業時間	海水浴場の開場時間以外の営業は必要最小限にとどめ、地域の実情にあった営業時間とする。	【22:00まで】	18:30まで
クラブ化	「クラブ化」の形態による営業は行わない。	【「クラブ化」の形態による営業は行わない。】	音出しを禁止
音楽(騒音対策)	近隣の人家や周辺の環境を配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。 ・音量チェック対応の徹底 ・音量制限のある音響機器の使用 ・音楽イベント実施予定の海の家に対する実施計画書等に基づく事前指導の実施	【・国道134号沿いで80dB以下 ・20:30-22:00は波音タイム等】	楽器、拡声装置を使用して音又は音楽を流すことを禁止
飲酒・喫煙	・身分証明書等による年齢確認の上、販売する。 ・泥酔客への酒類の提供は行わない。	【・身分証明書等による年齢確認の上、販売する。 ・泥酔客への酒類の提供は行わない。】	【飲酒に関しては海の家以外では禁止】
バーベキュー	-	-	【火気を使用する調理器具を使用することは、海の家以外では禁止】
刺青・タトゥー	従業員は利用者に対して威圧感等を与えるような刺青やタトゥーの露出を控える。	【従業員は利用者に対して威圧感等を与えるような刺青やタトゥーの露出を控える。】	露出禁止
ゴミ処理	日常のゴミ処理及び海水浴場の清掃美化方法を明確にする。	【・ゴミ収集事業者と契約を締結し、適切な処理を行う。 ・ビーチクリーンへ積極的に参加する。等】	-
名義貸し・箱貸し	【海水浴場施設の占用許可に係る審査基準で、「占用許可に基づく権利を他人に譲渡してはならない」と明記。】	-	-

出典: かながわの海岸利用に関するあり方検討会 資料
凡例:【】は組合自主ルール

2-4 わが国における海岸利活用促進の際の留意点

海外の著名なビーチリゾートは、長期滞在型・通年型観光地で、海水浴やマリンスポーツなどに適した、比較的温暖な地域に立地している。

これに対し、日本では、上記の課題に対応するため、海水浴シーズンの短さを補うための砂浜の通年利用、砂浜と隣接する複合型施設や地域の観光資源を組み合わせた通年利用可能なリゾートの検討や、風水害リスクに対応するための、防災機能を確保したリゾートの検討、海離れが顕著な若者や、近年増加傾向にあるインバウンドなどターゲット(世代・客層)に合わせた利用ニーズの発掘、呼び込み方策を見出すことが海岸

利活用促進につながるきっかけとなることが想定される。

3. 海岸の物理環境等とアクティビティの特徴

3-1 アクティビティ実施状況の調査概要

前述の利活用促進に関する留意点は、海岸が抱える一般的な課題に対する解決のヒントとなる。このため海岸の立地や物理環境に合わせた計画づくりや、取り組みを始めている海岸管理者や地方公共団体等を対象に、ヒアリング等（4章で詳述）を行った。

また、分析のため216海岸の海水浴場の周辺条件、砂浜の物理環境、気象・海象と利活用状況を整理した。分析に用いたデータは、表-2の通りである。体験内容や実施場所に基づき、「洋上・海中アクティビティ」、「ハーバーアクティビティ」、「浅瀬アクティビティ」、「砂浜アクティビティ」、「歴史・文化アクティビティ」、「施設アクティビティ」の6分類45項目を設定した（表-3）。アクティビティの実施有無は、海岸管理者や観光協会、海の家等のインターネットサイトで確認した。

アクティビティは、6分類のいずれの場所でも実施されているが、なかでも砂浜や背後地の施設での項目数はともに11項目で最も多い。施設には、道の駅・海の駅、水族館、展望台等の施設単体のものから、ホテ

ルや温泉街等のまちを形成するものがみられる。

また、体験内容は、一般にイメージされることの多い海中でのダイビングや浅瀬での海水浴やサーフィンのみならず、砂浜でのキャンプ・グランピング、ビーチヨガやサンドアート（砂を素材とした芸術活動や作品）等、新たな利活用手法も登場してきている。

表-2 海岸利用の分析に用いたデータ一覧

属性	データ	内容	出典
海水浴場の周辺条件	海水浴場利用者数	海水浴場の年間利用者数 (H29)	環境省
	アクティビティ	アクティビティ 44項目 (観光庁引用)	観光協会等のインターネットサイト
	市町村人口	現在 (H30) の市町村人口	総務省
	最寄駅からの距離	海水浴場と最寄駅の距離	Google map
	近隣の政令指定都市からの距離	海水浴場と近隣の政令指定都市(市役所)の距離	
砂浜の環境	海岸線延長	海岸線延長	国土技術政策総合研究所 砂浜データベース
	砂浜の幅	砂浜の幅	
	砂浜の横断勾配	砂浜の横断勾配	
気象・海象	雨量 (7-8月平均月雨量)	7-8月平均月雨量 (H29) ※	気象庁
	気温 (7-8月平均)	7-8月平均気温 (H29) ※	気象庁
	日照時間 (7-8月平均)	7-8月平均日照時間 (H29) ※	気象庁
	風速 (7-8月平均)	7-8月平均風速 (H29) ※	気象庁
	波高 (7-8月平均)	7-8月平均波高 (H29) ※	国土交通省港湾局

凡例：※は最も近いアメダスを引用

No	都道府県名	海岸名	海水浴場の周辺条件			洋上・海中アクティビティ										ハーバーアクティビティ		浅瀬アクティビティ	
			市町村	市町村人口 (万人)	海水浴客数 (万人)	ダイビング	カイトサーフィン	ウインドサーフィン	船釣り	ホエールウォッチング	ドルフィンウォッチング	クルージング	パラグライダー	堤防釣り・海の釣り堀	ヨット	海水浴	サーフィン		
1	北海道	銭函海岸	小樽市	12.2	6.5	●											●	●	
2	北海道	石狩海岸1	石狩市	5.7	16.5	●	●										●	●	
3	北海道	浜益海岸	石狩市	5.7	1.9												●	●	
4	北海道	白谷海岸	釧路市	2.2	1.1												●	●	
5	北海道	星置海岸	小平町	0.9	1.4	●											●	●	
6	北海道	羽幌海岸	羽幌町	0.7	2.1	●											●	●	
7	北海道	乙館海岸	乙館町	0.4	2.1												●	●	
8	北海道	余市海岸	小樽市	12.2	2.2						●						●	●	
9	北海道	蘭島海岸	小樽市	12.2	9.2												●	●	
10	青森県	黒崎海岸	深浦町	0.8	5.5												●	●	
11	青森県	広戸海岸	深浦町	0.8	3.2												●	●	
12	青森県	鱒ヶ沢海岸	鱒ヶ沢町	1.0	8												●	●	
13	青森県	七里長浜海岸1(七里長浜海水浴場)	つがる市	3.3	1												●	●	
14	青森県	七里長浜海岸2	つがる市	3.3	0.8												●	●	
15	青森県	三沢海岸1	六ヶ所村	1.1	1.3												●	●	
16	青森県	鷹浦田浜海岸	七ヶ浜町	1.9	5												●	●	
17	秋田県	桂浜海岸1	秋田市	31.6	1.9												●	●	
18	秋田県	桂浜海岸2	秋田市	31.6	1.8												●	●	
19	秋田県	岩城海岸	由利本荘市	8.0	0.4												●	●	
20	秋田県	象潟海岸	にかほ市	2.5	0.9												●	●	
21	秋田県	平沢海岸	にかほ市	2.5	0.2												●	●	
22	秋田県	西目海岸	由利本荘市	8.0	0.7												●	●	
23	秋田県	出戸浜海岸	湯上市	3.3	2.2												●	●	
24	秋田県	戸賀海岸	男鹿市	2.8	0.2	●											●	●	
25	秋田県	五里合海岸	男鹿市	2.8	0.4												●	●	
26	秋田県	宮沢海岸	男鹿市	2.8	2.4												●	●	
27	秋田県	八森中浜海岸	八峰町	0.7	1.2												●	●	
28	山形県	庄内浜(浜中海水浴場)	酒田市	10.6	2.4												●	●	
29	山形県	庄内浜(十里塚海岸)	酒田市	10.6	0.3												●	●	
30	山形県	庄内浜(曾根海岸)	酒田市	10.6	1.6												●	●	
31	山形県	庄内浜(西浜海水浴場)	遊佐町	1.4	7.1												●	●	
32	福島県	四倉海岸	いわき市	35.0	1.7												●	●	
33	福島県	薄磯海岸	いわき市	35.0	1.7												●	●	
34	福島県	勿来海岸	いわき市	35.0	1												●	●	
35	茨城県	北茨城海岸	北茨城市	4.4	0.5												●	●	
36	茨城県	高萩海岸	高萩市	3.0	0.5												●	●	
37	茨城県	日立海岸	日立市	18.5	1												●	●	
38	茨城県	ひたちなか海岸	ひたちなか市	15.6	5												●	●	
39	茨城県	大洗海岸	大洗町	1.7	16.8	●											●	●	
40	茨城県	大竹海岸	鉾田市	4.8	1.8												●	●	
41	茨城県	鹿嶋灘(下津海水浴場)	鹿嶋市	6.9	1.4												●	●	
42	茨城県	波崎海岸	神栖町	9.5	3.4												●	●	
43	千葉県	君ヶ浜海岸	鎌子市	6.4	0.2												●	●	
44	千葉県	飯岡海岸	旭市	6.7	1.2												●	●	
45	千葉県	矢指ヶ浦海岸	旭市	6.7	1.5												●	●	
46	千葉県	九十九里浜海岸(蓮沼海岸)	山武市	5.2	4.9												●	●	
47	千葉県	九十九里浜海岸(本須賀海岸)	山武市	5.2	4.4												●	●	
48	千葉県	九十九里浜海岸(片貝海岸)	九十九里町	1.7	12.1	●											●	●	
49	千葉県	九十九里浜海岸(白里海岸)	大網白里市	4.9	9.4	●											●	●	
50	千葉県	九十九里浜海岸(白子町)	白子町	1.1	1.7	●											●	●	

図-1 各海岸のアクティビティデータ (例示)

表-3 海岸アクティビティ (45項目)

アクティビティ	内容
洋上・海中アクティビティ (8項目)	ダイビング、カイトサーフィン、ウィンドサーフィン、船釣り、ホエールウォッチング、ドルフィンウォッチング、クルージング、パラグライダー
ハーバーアクティビティ (2項目)	堤防釣り・海の釣り堀、ヨット
浅瀬アクティビティ (8項目)	海水浴、サーフィン、ボディボード、SUP、カヤック、シュノーケリング、磯観察、地引網体験
砂浜アクティビティ (11項目)	ビーチスポーツ、ビーチヨガ、サイクリング、ドライブ、乗馬、バーベキュー、キャンプ・グランピング、天体観測、潮干狩り、エステ・マッサージ、サンドアート
歴史・文化アクティビティ (5項目)	祭り、神社・仏閣、景勝地、絶景、ロケ地
施設アクティビティ (11項目)	リゾートホテル、プライベートビーチに近い運営、民宿、海の家、レストラン・カフェ、温泉街、温泉施設、水族館、道の駅・海の駅、商業施設、展望台

3-2 海岸利用の活性化に向けた創出条件の分析

ここでは、海水浴場利用者数の多い海岸に着目し、海岸利活用の創出条件を分析した。

(1) 海水浴場利用者数

平成29年度の海水浴場利用者数（以下「利用者数」という）を確認した結果、資料収集した216海岸で、利用者数の多い海水浴場は、①茅ヶ崎海岸（神奈川県・年間126万人）、②須磨海岸（兵庫県・年間73万人）、③由比ヶ浜（神奈川県・年間53万人）、④石垣島フサキビーチ（沖縄県・年間50万人）、⑤白良浜（和歌山県・年間46万人）であった。年間利用者数が10万人以上を記録したのは全体（216海岸）の約10%、5万人以上10万人未満が20%、3万人以上5万人未満が約30%であった。

(2) 海岸のアクティビティの状況

海岸アクティビティ（海水浴を除く）で実施が確認された箇所数が多いのは、船釣り（89%）、堤防釣り・海の釣り堀（82%）、サーフィン（77%）、施設アクティビティとして、民宿（74%）、温泉施設（71%）、海の家（69%）であった。

また、利用者数の多い海水浴場では、施設アクティビティが充実している傾向が確認できた。

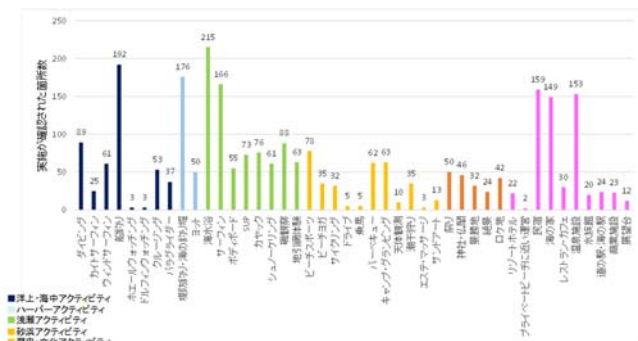


図-2 海岸アクティビティが実施されている海岸の箇所数

(3) 利用者数の多い海岸に着目した分析

利用が相対的に活発である海岸の環境を分析するため、利用者数の多い海岸（年間10万人以上、22海岸）に着目し、周辺条件、砂浜の物理環境、気象・海象との関係を分析した結果、次の傾向が確認された。

【海水浴場の周辺条件】

- 海岸アクティビティ：10種類以上（図-3）
- 最寄駅からの距離：2km未満（図-4）
- 近隣の政令指定都市からの距離：150km未満（図-5）

【砂浜の物理環境】

- 砂浜の幅：40m以上（図-6）
- 砂浜の横断勾配：1/40未満（図-7）

【気象・海象】

- 月総雨量（7-8月平均）：150mm未満（図-8）
- 気温（7-8月平均）：26℃以上（図-9）
- 日照時間（7-8月平均）：5hr以上（図-10）
- 風速（7-8月平均）：4.0m/s未満（図-11）
- 波高（7-8月平均）：0.4m未満（図-12）

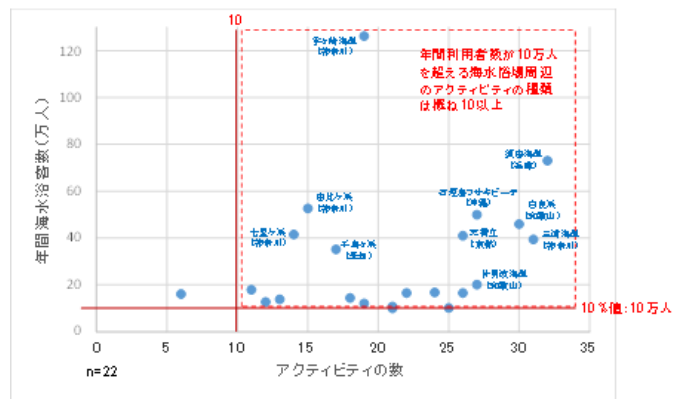


図-3 海岸アクティビティ-利用者数の関係

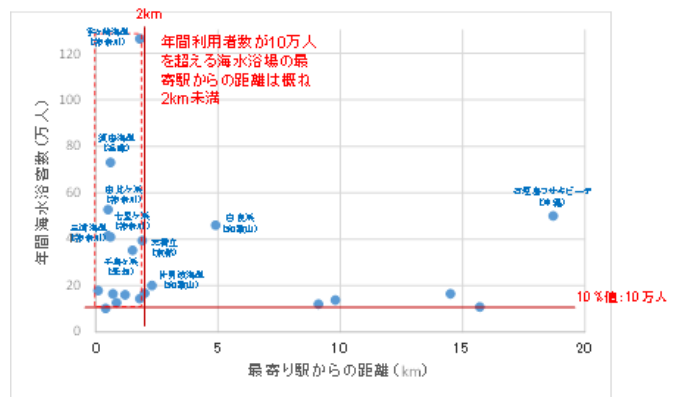


図-4 最寄駅からの距離-利用者数の関係

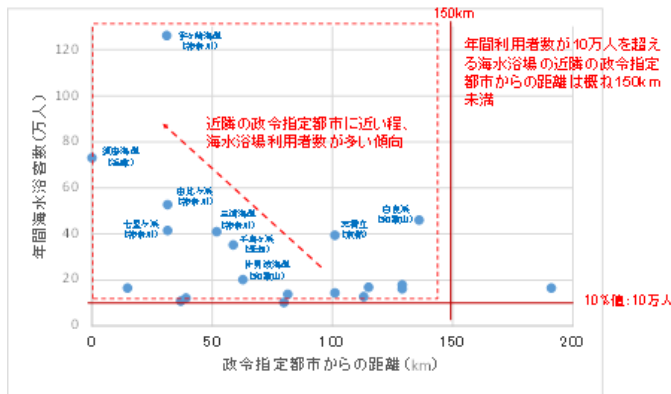


図-5 近隣の政令指定都市からの距離-利用者数の関係

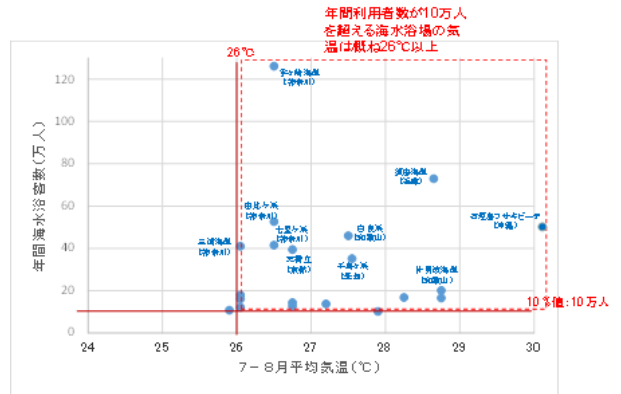


図-9 気温-利用者数の関係

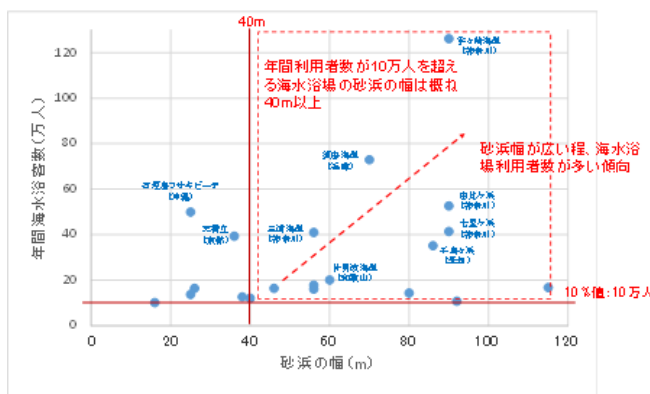


図-6 砂浜幅-利用者数の関係

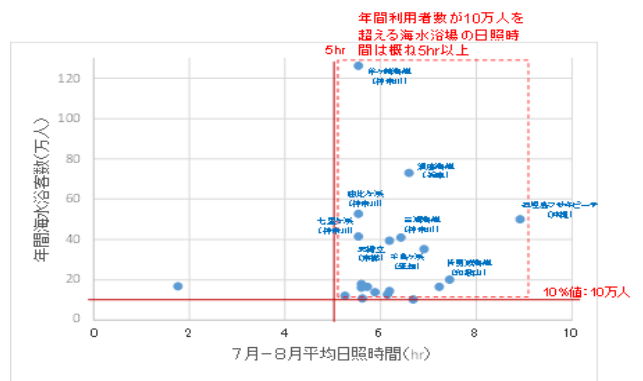


図-10 日照時間-利用者数の関係

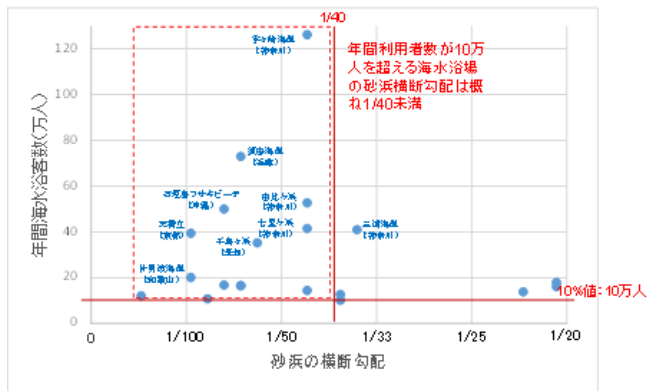


図-7 砂浜横断勾配-利用者数の関係

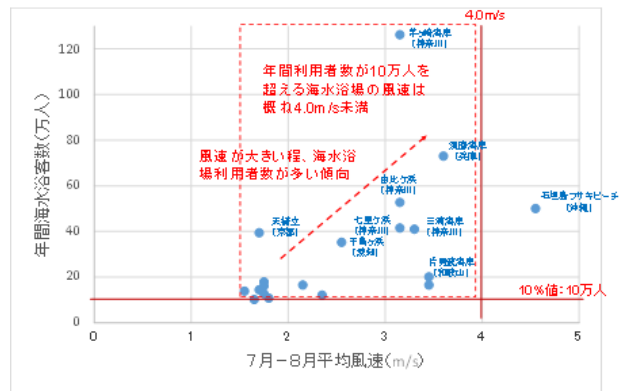


図-11 風速-利用者数の関係

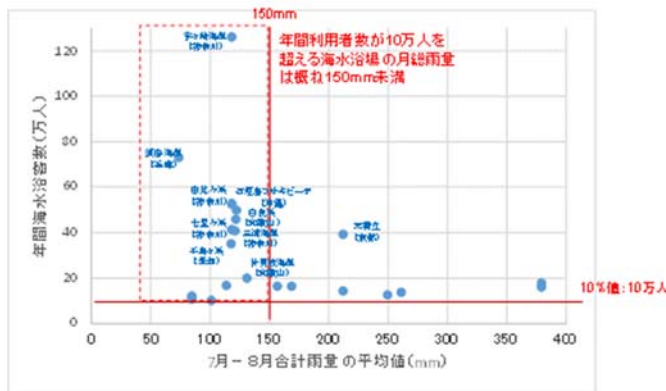


図-8 月総雨量-利用者数の関係

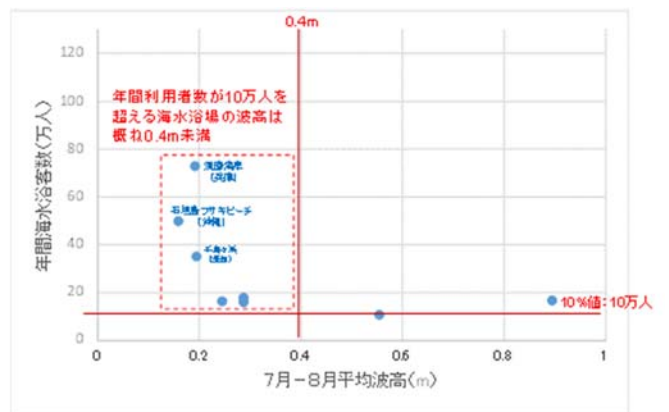


図-12 波高-利用者数の関係

(4) 利用形態、地形条件からみた海岸の類型化

続いて、気象や海岸の立地を踏まえた海岸の類型化を試みた。海岸の立地条件の変数となり、相関関係が顕著であった「政令指定都市からの距離」、「気温」、「アクティビティの数」を抽出して整理、分析した。この結果、都市近郊型、地域密着型、複合リゾート施設型の3つの分類が見出された。具体的な海岸類型を以下に示す。

1つ目は、「都市近郊型」である。ここでの都市は大都市近郊を意味し、海岸と背後地が一体となった観光地を形成している。海岸アクティビティの数は多くはないが、観光資源や良好なアクセス性により、年間利用者数が多い（日帰りの若者層が多い）パターンである。具体例として、九十九里浜海岸（片貝海岸）（千葉県）、由比ガ浜・七里ガ浜・茅ヶ崎海岸・三浦海岸（神奈川県）、静波海岸（静岡県）、千鳥ヶ浜（愛知県）、須磨海岸（兵庫県）が挙げられる。

2つ目は、「地域密着型」である。海岸や隣接する施設、景勝地等の地域の特色を活かした観光地で、比較的温暖な地域では家族向けの多様なアクティビティが楽しめ、寒冷な地域ではサーフィン等の聖地になっているパターンである。具体例として、大洗海岸（茨城県）、上越長浜海岸・船見海岸（新潟県）、水晶浜海岸・城浜海岸（福井県）、天橋立・由良海岸（京都府）、片男波海岸（和歌山県）、虹ヶ浜（山口県）、津田海岸（香川県）が挙げられる。

そして3つ目は、「複合リゾート施設型」である。大きな都市からは離れているものの、比較的温暖な地域で、複合的なリゾート施設や宿泊施設が整備されているパターンである。具体例として、白良浜（和歌山県）、青島パームビーチ（宮崎県）、石垣島フサキビーチ（沖縄県）が挙げられる。

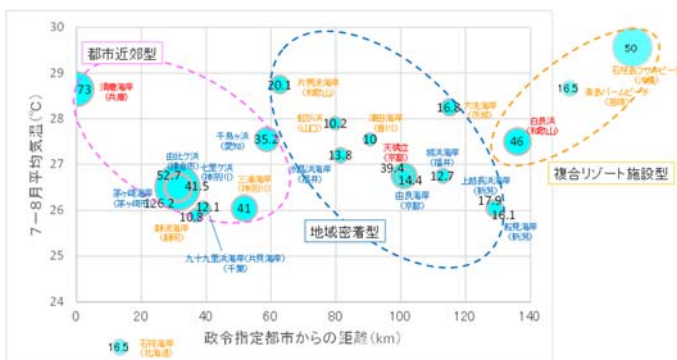


図-1-3 利用形態、地形条件からみた海岸の類型化

4. 有識者・海岸管理者に対するヒアリング調査

4-1 ヒアリング調査の対象及び実施概要

日本の海岸の特色を踏まえて、利活用推進の検討を行うにあたり、海岸管理者のみならず、海岸侵食対策や沿岸域の環境保全、まちづくりや観光資源の発掘・商品化に精通した専門家や実務経験者から意見を伺い、議論を深めることが重要であると考え、ヒアリング調査の対象を選定した。

ヒアリング調査は、全3回、のべ16名を対象に実施した。第1回と第3回は有識者へのヒアリング調査を行い、第2回は神奈川県海岸現地視察と神奈川県及び鎌倉市の担当者へのヒアリング調査を行った。第1回と第3回の内容と、第2回の内容に分けて示す。

4-2 有識者へのヒアリング調査

日本に適したビーチリゾートの創出条件について、有識者へヒアリング調査を行った。その際の意見や助言を（1）利用に適した砂浜環境の整備、（2）新たなターゲットの獲得、（3）砂浜の適正な商業利用、（4）地域と一体となった取組み、（5）海岸の類型化の活用、の観点で整理した。

（1）利用に適した砂浜環境の整備

- ・ 海岸を利用するにも国土保全が前提にある。海岸の利用や海岸管理（規制緩和）の自由度は、土砂の供給経路などの地形的な条件も含めて考えることが必要
- ・ サンドアートや砂浜美術館など、各地で様々なアクティビティが実施される一方、砂の流出が問題であり、対策の技術的なサポートが必要
- ・ 砂の流出のため砂浜維持のコストが非常に大きい海岸では、観光客も組み込んだコスト負担に関する何らかの知恵が必要

（2）新たなターゲットの獲得

- ・ “砂浜のアクティビティ”が、海離れが進む若者とインバウンドの両方を呼び込む共通要素
- ・ インバウンドを対象とした利用イメージを明確化し、ターゲットとする顧客に適正な情報（日本の利用ルール等）を発信することで、自国に戻り口コミで展開してもらう効果を期待
- ・ アニメファンもターゲットとして期待（例：大洗海岸が舞台のアニメ「ガールズ&パンツァー」）
- ・ 超富裕層は対象者も少ないため、民間主体のリゾート開発に任せることが有効

（3）砂浜の適正な商業利用

- ・ 占用許可の条件の明確化など運用面で工夫が必要
- ・ 海岸法は、防護、環境、公衆の適正な利用の調和の

とれた総合的な海岸の保全を推進するものであり、商業利用を推進するものではないが、公衆の適正な利用と商業利用をどうつなげるかに留意が必要

(4) 地域と一体となった取組み

- ・ 砂浜の位置づけや活用方法を、まちづくりの基本方針や計画全体の中に位置づけることが必要
(例：茨城県大洗海岸のユニバーサルビーチは、まちづくりの基本方針である“ユニバーサル”の一環として推進)
- ・ まちづくりにつなげるには、ホテルの宿泊者に地元にお金を落としてもらう工夫が必要(例：沖縄県国頭村では村役場が働きかけ地元の業者が提供する観光メニューとホテルとの連携を推進)
- ・ 都道府県が海岸管理者で、複数の市が海水浴場の設置者となっている場合、海水浴場に関して県と市の条例が複数存在し、権限の一部に重なりがみられる。重層的な権限がある中でどのように振興策を展開していくかを考えることが必要

(5) 海岸の類型化の活用

- ・ 海岸の類型化をみると、政令指定都市からの距離が近いほど(都市近郊型)、海岸行政として防護の優先度が高く、距離が遠いほど(地域密着型～複合リゾート型)、防護すべき対象が少ない。よって、占用基準の緩和や管理権限の移譲も、都市近郊ほど防護の関係上適用しづらく、地方ほど容易なため、地方の方が利活用の自由度が高くなり、アクティビティも多いと関係付けることが可能
- ・ 大都市近郊の海岸のビーチリゾート化を目指す場合は、海岸行政としては防護と合わせて利用に資する施設を整備するとの提案を、また地方の海岸をターゲットにする場合は、民間事業者の参画につながる提案が有効

4-3 海岸管理者へのヒアリング調査

第2回は、鎌倉海岸・西湘海岸の現地視察を行い、その後海岸管理者の神奈川県、海水浴場設置者の鎌倉市へ、海岸利用の課題等についてヒアリング調査を行った。その際の意見や助言を、前述の(1)～(4)に分けて整理した。

(1) 利用に適した砂浜環境の整備

- ・ 鎌倉市では、風による砂の移動がトイレの利用制限につながってしまうこともある。また、自治体や市民団体による継続的な清掃活動が行われているものの、漂着ゴミがなかなか減らないことが課題

- ・ 神奈川県では、日帰りでお金を落とす仕掛けが現実的。著名ミュージシャンであるサザンオールスターズの楽曲のみで構成される花火大会を開催し、有料席を設ける等、若者をターゲットにおいた仕掛けを各地で実施
- ・ 砂浜で通年利用できる施設(例えば、海の家(カフェ)と観光案内所のセット)の必要性は感じる。シーズンオフの落ち着いた海の魅力発信が必要
- ・ ただし、砂浜で通年利用できる施設は津波や台風能耐えうる堅牢性の確保が課題となるため、砂浜から離れた場所で海を借景とした施設も砂浜の利用の一形態として有効

(2) 新たなターゲットの獲得

- ・ 東京から日帰り可能な立地を活かし、インバウンド向けのツアーやクルーズに組込む仕掛けを期待
- ・ 鎌倉市に訪れる外国人観光客の実態を把握するための調査を予定しており、その結果を踏まえ、訪れてほしい層を狙った仕掛けを考案予定

(3) 砂浜の適正な商業利用

- ・ “個性と魅力ある海岸づくり”を展開すれば、“安全・安心で快適な海岸づくり”のルール・規制を強める必要があり、両立が課題
- ・ 海の家を設置期間が延びるほど費用負担が増え、民間事業者にとって採算性が問題。また、海岸管理者にとっては、海岸の自由使用の中で排他独占的な利用を許可する期間を短期間に留めたいとの意識がはたらく傾向
- ・ 設置期間延長により、汚水の処理で衛生面に課題

(4) 地域と一体となった取組み

- ・ 海岸(海の家)のみでの賑わいの創出にこだわらず、海岸を一つの要素として捉え、大きなエリアで仕掛けを講じるとの考え方も有効
- ・ 近隣の横浜市等と連携して、観光客が鎌倉市まで足を延ばしてくれるような仕掛けづくりが必要

神奈川県や鎌倉市へのヒアリング調査を通じて、インバウンド獲得に向けた最新の取組みや、通年利用や占用期間の延長には、地域や事業者のニーズの把握、環境への配慮が想定される等、海岸保全施設の整備や許認可、日常的な管理に関わる立場だからこそみえる具体的な課題の一端が明らかとなった。



写真－1 西湘海岸での視察状況



写真－2 海岸管理者へのヒアリング

5. 海岸管理者等が行うべき施策の方向性

5-1 ビーチリゾート創出のための3つの柱

資料分析とヒアリング調査を踏まえ、後述のように日本に適したビーチリゾートの創出条件を整理した。日本の砂浜の特徴について工学的・即地的な観点からの利用可能性を、脆弱性や活用し難い点も含めてとりまとめた。このなかでは、海岸を観光資源として安易に活用するのではなく、「海岸の防護」、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」のバランスをとりながら、海岸の自然・地形条件の違いに留意した海岸利用を考える必要性を確認した。

そのために、前述の5つの観点で出された意見や助言を、ビーチリゾート創出のための3つの柱として整理した。

(1) 防災と海岸利用との調和

- ・ 津波避難施設等の防災施設の整備の際には、平常時利用も考慮することが重要
- ・ 安全な砂浜の利用のためにも、侵食対策等の防災対策が重要（離岸堤による静穏な水面、安定した砂浜の創出等）

(2) 公共空間としての海岸の使い方の工夫

- ・ 防災上の影響を考慮した上で、地域の実情・ニーズを踏まえた砂浜利用の柔軟な検討が必要（通年利用や占用期間の延長等）
- ・ 海岸の管理の一部を都道府県から市町村へ委譲で

きる規定の活用も期待（地域住民と一体となった役割分担のもとで、日常的な清掃等きめ細かに砂浜を管理）

(3) 地域と一体となった取組み

- ・ 地方公共団体、地域住民、民間等が一体となった取組みが必要（海岸管理者は海岸堤防を整備し、市町村等は道の駅を整備し、道路管理者が道路のかさ上げを実施する等）

5-2 海岸の利活用の更なる促進に向けて

以上の検討結果は、今後積極的に砂浜利用の活性化や新たなビーチリゾートの創出を目指す海岸管理者や地方公共団体の「考え方のヒント」となるように、周知していくことが求められる。

加えて、本稿で試みた利用形態、地形条件からみた海岸の類型化と分析結果を、砂浜利用の好事例の紹介と合わせて分かりやすく整理し、日帰りもしくは1～2泊程度の短期滞在及び長期滞在型のビーチリゾートを、持続可能な形で創出するための検討の参考となることが期待される。

なお、本研究で提示した海岸の類型化やビーチリゾート創出のための3つの柱は、WGから出された提言「砂浜の利活用の更なる促進に向けて～地域に根ざし、グローバルに拓けた「ビーチリゾート創出」を目指して～」(以下「提言」という)(2019年1月)にも盛り込まれた。提言の目次構成を表-4に示す。

表-4 提言の目次構成

1. はじめに
2. 我が国における砂浜利用を取り巻く現状について
・ 自然・地形条件
・ 社会条件
・ 法制度
3. 砂浜の利活用の更なる促進に向けて
(1) 利用形態、地形条件からみた海岸の類型化と分析の必要性
(2) 公共空間としての海岸の使い方の工夫
(3) 防護の観点、施設整備との調和
(4) 地域と一体となった取組み
4. おわりに

6. おわりに

海外のビーチリゾートが有する、長期滞在型・通年・比較的温暖との条件に比較的近いのは、「複合リゾート施設型」に該当する一部の海岸である。むしろ日本の海岸の特色は、「都市近郊型」、「地域密着型」の多さにあるのではないだろうか。このなかには、海水浴シーズンの短さを補い、平時の豊かさと災害時の防護の調和を図りながら海を活かすための、知恵やヒントが隠れていると考えられる。

今後は、各地の海岸での特色ある取組みに関する調査・研究を深め、現場から得られた知見を、施策や支援体制の構築にフィードバックすることが必要と考えられる。

＜参考文献＞

- 1) (公財) 日本生産性本部：レジャー白書 2017
- 2) 国土交通省河川局・港湾局，農林水産省農村振興局・水産庁：海岸形成ガイドライン，2006.1
- 3) 日本財団：「海と日本」に関する意識調査，2017
- 4) 山本晶三：海岸法の改正について，農業土木学会誌 67(12)，1999
- 5) 日本河川協会：特集海岸法の改正について：強靱な国土を目指して，『河川』70(9)，2014
- 6) ビーチリゾートの創出に関する技術検討ワーキンググループ：砂浜の利活用の更なる促進に向けて（提言）～地域に根ざし、グローバルに拓けた「ビーチリゾート創出」を目指して～，2019.1